

観光WG（仮称）の設置について（案）

1. 設置の背景及び趣旨

- 平成19年1月に観光立国推進基本法【別紙参照】が施行され、政府は同法に基づいて観光立国推進基本計画（マスタープラン）【別紙参照】を定めることとなる。観光立国推進基本計画は平成19年5～6月頃に閣議決定される予定。
- 東北地方において、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係者間の広域的な連携協力が不可欠であることから、東北ブロックの観光基本計画（以下「東北観光基本計画（仮称）」という。）を策定する。
- 東北観光基本計画（仮称）を審議するために、観光WG（仮称）を設置する。

2. 検討体制

- 政策推進部会の下に観光WG（仮称）を設置する。
- 観光WG（仮称）における審議結果は政策推進部会に報告する。

3. 今後の予定

観光立国推進基本計画の閣議決定を踏まえて、東北運輸局長が東北観光基本計画（仮称）について東北地方交通審議会に諮問し、それを受けて、政策推進部会の下に観光WG（仮称）を設置する。

4. 事務局

東北運輸局企画観光部